



岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

| 令和5年9月13日（水）岐阜県発表資料 | | | |
|---------------------|-------------|---------|--|
| 担 当 課 | 担 当 係 | 担 当 者 | 電 話 番 号 |
| 道 路 建 設 課 | 管 理 調 整 監 | 田 中 康 宏 | 内線 4581 直通 058-272-8520 FAX 058-278-2735 |
| 技 術 検 査 課 | 建 設 業 企 画 監 | 牛 島 方 子 | 内線 4553 直通 058-272-8504 FAX 058-278-2734 |

入札参加資格停止の措置について

1 概 要

令和5年7月4日、(株) 大^{あかんた}清は、下呂土木事務所発注の「公共 社会資本整備総合交付金 (R4 国補正) 赤沼田工区道路改良 (翌債) 工事」において、バックホウを使用し、既設側溝の取壊し作業を行っていたところ、側溝直下に埋設されていた上水道管を破損漏水させた。

2 対 応

「岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領」第2第1項及び別表第1第5号の規定に基づき、入札参加資格の停止措置を講じる。

3 停止措置業者

(株) 大^{あかんた}清 (本店：下呂市)

4 停止期間

令和5年9月14日から10月13日まで (1カ月)

5 参 考

○「岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領」 (抜粋)
(資格停止)

第2 知事は、有資格業者が**別表第1**又は別表第2に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、それぞれ同表に定める期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該有資格業者について資格停止を行うものとする。

別表第1

| 措 置 要 件 | 期 間 |
|--|-------------------|
| (安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 5 県工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。 | 1カ月以上6カ月以内 |